

一般社団法人福島県発明協会 広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一般社団法人福島県発明協会の広告事業の範囲等について定めるものとする。

(業種又は業者)

第2条 次の業種又は業者の広告は掲載しない。

広告掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定される業種
- 2 風俗営業類似の業種
- 3 暴力団又は暴力団構成員、その他これに準ずる者
- 4 消費者金融、たばこ、ギャンブルに係るもの
- 5 興信所、探偵事務所又はこれに類するもの
- 6 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- 7 民事再生法又は会社更生法による再生・更生業者
- 8 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- 9 各種法令に違反しているもの
- 10 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 11 その他社会問題を起こしている業種や事業者

(掲載基準)

第3条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- キ 肖像権、著作権を侵害しているおそれがあるもの
- ク 宗教団体による布教活動を目的とするもの
- ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれのあるもの
- コ 社会的に不適切なもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 根拠のない表示や誤認を招くような誇大広告
例:「世界一」「一番安い」等(掲載に際しては、根拠となる資料を要する。)
- イ 射幸心をあおる表現
例:「これが最後のチャンス」等
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種、商法、商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告を掲載する者又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定をしているかのような表現のもの

(広告内容に関する判断)

第4条 広告掲載申込があった広告については、福島県発明協会は、広告1件ごとに、本基準によりその具体的内容を検討し適正かどうかを判断することとする。その結果、修正、削除が必要な場合には、広告掲載申込者に修正又は削除を依頼できるものとし、広告掲載申込者は正当な理由がない場合は、これに応じなければならない。

附則

この基準は平成23年10月1日から施行する。